

議案第 8 1 号

すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、すみだ生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ生涯学習 センター	東京都港区芝三丁目 2 3 番 1 号 J Nすみだ共同事業体 代表者 株式会社 J T B コミ ユニケーションデザ イン 代表取締役 細野 顕宏	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日ま で

（提案理由）

すみだ生涯学習センターの指定管理者を指定する必要がある。